

議会改革特別委員会

平成25年11月19日

葛城市議会

開 会 午後1時59分

西井委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

公私、皆さん方大変お忙しい中召集させていただきましたところ、全員が参加していただきまして、どうもありがとうございます。議会の改選よりいろいろな話も出てきた中で、議会改革特別委員会を開催させていただきますので、きょうの議題は大きく2つでございます。皆さん、十分いろいろな活発な意見の中で進めていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

一般傍聴はおられません。

委員外議員の出席は内野議員が出席でございますので、どうかよろしく願いいたします。

なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから起立いただき発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

それでは、これより調査案件に移ります。

所管事項の調査について、(1) 議会改革についてを議題といたします。

本日は、改選後の新しいメンバーでの最初の特別委員会の開催ということでございますので、まず、これまで葛城市議会の議会改革としてどのようなことについて改革を行ってきたか、皆さんにご理解をいただいて、そのことを踏まえてこれからの改革をどのように進めるべきかをご議論いただきたいと思います。

それでは、お手元にこれまでの葛城市議会の議会改革の実績と、以前の本委員会で提案されたこれからの議会改革特別委員会で審査すべき事項をまとめた資料をお配りしておりますので、これについて事務局より説明をお願いいたします。

事務局。

寺田事務局長 それでは、お手元に置いております議会改革特別委員会資料を見ていただきます。

それでは、まず最初に、これまでの葛城市議会改革の実績について発表させていただきます。

まず①番で、一般質問時における質問席の設置。これにつきましては平成22年3月定例会でされておられます。

それから2番目に一般質問の日程の変更。全議案採決終了後、最終日でしたが、議案付託後の2日目に実施されております。これにつきましては、平成22年6月定例会より実施されておられます。

それから3番目に、一般質問時における一問一答方式と一括質疑方式の選択制採用。これにつきましても、平成22年6月定例会より採用されておられます。

そして4番目、一般会計補正予算の3常任委員会の分割付託。従前は総務文教常任委員会で全件付託されておりましたが、これにつきましても平成22年6月定例会より実施されておられます。

それから5番目に、定例会前の議会運営委員会において次回定例会の開会日を決定という

ことで、平成22年6月定例会より実施されておられます。

6番目に、本会議における閉会中開催の委員会の概要報告、これは視察を含めますが、これにつきましても平成23年3月定例会より実施されておられます。

7番目に、常任委員会開催時の所管の調査事項についての審査、調査の実施。これも同じく平成23年6月定例会より実施されておられます。

8番目に、委員会協議会における委員外議員の発言の許可。これにつきましても平成23年6月定例会より実施されておられます。

そして9番目に、議会だよりの発行。これにつきましても平成23年6月創刊となっております。

それから10番目に、ホームページへの委員会会議録の掲載。平成24年3月以降から実施しております。

11番目に、葛城市議会議員定数の削減。18人から15人の定数の削減ですが、平成24年12月定例会にて定数条例が可決されておられます。

最後に、定数削減による常任委員会所管委員定数の変更につきまして。これは本年の平成25年6月定例会におきまして、委員会条例が改正、可決されておられます。

それから、2番目に大きな項目で、これからの議会改革特別委員会で審議すべき事項につきましては、今までの過去の委員会に提案された内容でございますが、大きく議会基本条例制定に向けてのまず1項目から8項目までございますが、議員報酬について、2番目に会派制度について、3番目に政務活動費について、4番目に議会報告会、大字懇談会について、5番目に日曜議会、夜間議会の開催について、6番目に子ども議会の開催について、7番目に議会インターネット中継について、8番目に議員間討議についてということで、これら8項目につきまして大きな前提とする議会基本条例制定についてを協議していただきました。

以上で、発表を終わります。

西井委員長 ただいま事務局の説明のとおり、これまで12項目のさまざまな議会改革を行ってまいりました。また、議会基本条例制定に向け、これからすべき改革、取り組みといたしましても、そこに書かれております8項目の意見が出されておったようでございます。

こういったことを踏まえて、これからの議会改革について何をどのようにしていくべきか、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

何か意見はございませんか。

赤井委員。

赤井委員 私はとりあえず、政務活動費について、これについての議論をやっていただきたいと、かように思っております。

西井委員長 ほかにございませんか。

白石委員。

白石委員 委員長の方から、これまでの議会改革特別委員会で取り組み、決定され既に実施されている議会改革についての実績を事務局長の方からいただきましたし、また、今後取り組むべきことについて、これまで出てきている課題について、資料を出していただいて議論も進めて

いるということでありまして、私はまずこの議会改革特別委員会において、この委員会の中で個々に出された課題について議論をし、そして合意を形成をし、それを実施をしていく、これが条例改正であり、あるいは規則の改正であり、あるいは申し合わせの改正であり、こういうことになってくるわけでありまして、私は、委員長がこの委員会の指揮をどのようにとっていかれ、どのように運営され、どのように合意を形成を図られ、どのように決定し、そしてその決定をどのように執行されていくのか、こういう点について、私はまず委員長委員会指揮、運営、先ほど申しましたことについてどのようなご認識をもって運営をされるのか、あるいは決められたことを実施をされていくのか、この点をまずお伺いをしていきたい。その上で、赤井委員が言われましたような個々の懸案の課題について、提起をしていきたい。このように思います。

西井委員長 そしたら、私の方から答弁をさせていただきます。

当初、議会改革特別委員会が平成19年に立ち上げたと思っておりますが、議会の中でいろいろな改革をする中で、特別委員会の中で皆さん方と討議しながら定数削減、また議会改革の中で最終的な目標は、先ほども申し上げましたように、議会基本条例制定に向けて頑張ろうじゃないかということで立ち上げたという記憶を持っております。そのために、どのようにしていくかという皆さんの意見も聞きながら、また意見が並行する場合はやはり採決なりの形の中で決めていくべきではないかと、かように思っております。

白石委員 決めたことについては。

西井委員長 決めたことについてですか。あと、その中で決めたことを討議しながら、決めたことについて採決をしながら進んでいくべきであろうという判断を持っておりますが、いかがでしょうか。

どうぞ、白石委員。

白石委員 委員長はこれまでの若干の経過、議論、合意形成の中で、これは多数をもって決することもあり得る、ということでありました。

私は、この議会改革特別委員会で、平成19年から基本条例を制定をすることを基本にして、諸改革について議論をし、先ほど報告された内容について成果を上げてきたわけでありまして。それらについては、私も大いに実績は上がってきているというふうに思っております。

しかし、この常任委員会の構成並びに定数の問題についても、これは平成25年の議会改革特別委員会の中で、数度にわたる議論の中で意見が一致したわけではありません。しかし、議論の中で、みんなが合意を形成をしていくという過程の中で、全会一致で3常任委員会、定数5ということで決定をし、本会議において委員会条例が全会一致で可決されたという、そういう経過があります。

しかし、このたびの11月の臨時会において、その委員会条例が施行される前に議員提案としてこの改正案が出てくるというふうな事態になってきたわけでありまして。

私は、この委員会の決定そのものを、意思決定そのものを、また本会議における意思決定そのものをどのように受けとめているのかというふうに思っておりますが、私はそういうことを置いても、委員長として公平な立場で委員会運営をしていただかなきゃならないという

ことはもとよりですが、やはり合意形成をしていく過程、そして合意形成をし決定してそれを執行する、実行する、そういうことに対して、我々委員は、議員は責任を負わなければならない。確かに議員提案というのは議員の権限ではあるけども、やはり議会の意思決定そのものを、それをおしてないがしろにすることは、私はおおいに問題がある。この議会改革特別委員会の委員長としてどのような、この委員会条例の問題、これは後で出てくると思いますが、そういう議会決定をされた、そういう意思はどのように尊重されるのか。本委員会でいろいろ改革して行って、決めていくわけでしょう。そういうことがちゃんと合意形成の上できちっと執行できる、そういう議論、そういう場でなければならないと思います。そのことについて、はっきりと委員長としての立場を明確にしていきたい。

委員会の決定、議会の議決、そういうものに対してどのような立場で臨んでいただけるのか。どういう合意形成を尊重していただけるのか、この点をお伺いしておきたい。

西井委員長 今、白石委員のおっしゃっている中で、私自身は一度決めたこと、またそのことについて議員提案を出すこと自身が何か問題点があるような質問でございましたが、決めたことの中でも、その決めたことを尊重しながら、また改正すべきところは改正すべきであろうと、その時々よっての社会構造、またいろいろな構造が変わるという中で、皆さん方の意見を求める場として本日開会させていただいているということ認識させてもっていますので、その議論についても議題として2番目に出てくる問題ですので、皆さん方の意見を聞かせてもらって進めてまいりたいと、かように思いますがいかがでしょうか。

どうぞ、白石委員。

白石委員 当然改正すべきは改正したらいいんです。私、全議員に議会改革特別委員会の会議録、委員会条例の改正についての議論をお配りいたしました。その中で、やはりこれは100%のものではない、だから1年、2年実施をして、そして改めて改正をすればいいじゃないか。こういう形で合意形成をしたんですよ。私は、3委員会でも6人の委員構成にすべきだと。他の委員は2委員会でも8人と7人で構成すべきだと意見が分かれたんです。しかし、やはり多数の意見を尊重するとともに、委員長の1年、2年実施をしてみて、委員会としての、議会としての審査が不十分であれば改正すればいいじゃないかというふうなことで、全会一致の合意をもって進めてきたわけです。

そういう合意、議決をされたものが、幸いにして常任委員会は条例改正どおりに実施されたけれども、私はそのことについて、委員長に対して敬意を表しました。しかし、これはまたぞろそういうことが起こったのでは困るので、責任ある委員会指揮をしていただかないと、委員会を出した結果について責任を負ってもらわないと、委員としての議論にならないではないですか。その点を私は強く述べて、要求をして、審議に入りたい、このように思います。

西井委員長 2番の項目に進みつつありますので、議会基本条例制定についてとりあえず8個の積み残しがまだ決まってません。また、本日、赤井委員から政務活動費について検討したらどうかという意見がございました。

また、ほかにもご意見がございましょうか。

今後、議会改革について進めていくべき議題があるようでしたら、それについてとりあえ

ず先にご意見があったら。また、本日だけじゃなく、思いついて、こういうことについて検討したらどうかという意見をお持ち帰りの中で検討してもらおうというのも1つの方法です。ので、いかがでしょうか。

朝岡委員。

朝岡委員 まず、きょうの議題の調査案件の中では、今、寺田局長の方から今までの経過、実績、議会改革の流れの中でさまざまな取り組みをしたというて、いろいろとご説明をいただきました。また、私も以前から議会改革の委員の一員として、さまざまな取り組みに大いに議論をさせていただいた1人でございます。

この中で今、基本条例を制定をするということは大前提といえますか、この議会改革特別委員会をつくることになった一番最大の理由といえますか、この基本条例をできるだけ早い時期に皆さんで議論してしっかりとしたものを策定していこうと、こういうのが目標なわけでございますが、当然これをつくるに当たってはさまざまな、今までの先進地の取り組みを見てましても、そう簡単にできるものではなくて、やはり日数、丸々かかってされてるような、大きな、非常に大変な労作業の中で、市民の皆さんのコメントをいただいたりとかして大綱ができあがるという中で、葛城市においてはその骨組みからさまざまな改革をしていながら、最終的にはこの基本条例を制定していこうと、こういう流れで先ほどご披露いただいたように、平成19年から5年目に入るとるわけでございますが、今これからこの委員会で議論すべき議会改革の骨組みの骨子の1つとして、先ほど赤井委員の方から政務活動費についても議論すべきであると、このような、特に政務活動費は本市、本議会においては、政務活動費の項目がまだ実施をされていないという中において、今後どうしていくんかという、こういう取り組みを、この改革の中の委員会の中で皆さんと議論していこうと、こういうご意見がございました。

加えて、私も先般の任期中、議会運営委員会の一員でございまして、さまざま、円滑な議会運営に取り組む中で、さまざまなご議論を聞かせていただく中で、議員間討議、いわゆる自由討議という、委員会もしくは協議会、また全員協議会、さまざま、基本的には委員からの発言についてはあくまでも理事者に対しての質疑をするという、こういうことで一応要約されているわけですが、この議員間討議というのも1度皆さんでご議論いただきながら、それも委員会の中でそういうタイミングといえますか、場面もあったようなことございましたので、現状のこの委員会の申し合わせでは議員間の討議はしないと、こういうふうな申し合わせになっておりますので、幸いにして今回新たなたくさんの議員もお見えになって、議員同士で士気を向上するために、この議員間討議というのも1度検討してみるべきではないかなと。即これが委員会の全ての会議録に残る委員会ですらそれを実施するのがいいのか、試行的に協議会の中で始めていったらいいのか、こういうのも皆さんと1度ご議論いただいて、この議員間討議というのを加えてもう一度検討していただきたい、このように思っています。

もう一つ、先ほど白石委員と今、委員長の中で次の項目に当たる、これは議会改革の次の項目に今回ご提議をいただいております委員会条例の改正についてということで、私も委員

でもございましたし、また白石委員からご丁寧に各レターボックスの方に過去の議事録、会議録、私も読み返させていただいて、大変その当時活発なご議論をさせていただいた1人でございますけれども、考え方はこれは当然意思決定であり、議会が全会一致で実施をしたということは十分、多分委員長もご理解をいただいている中で、役員改選をするに当たって、確かに改正をされたその当時の議論をしっかりと組み入れながら全員で決めたことをともかくそれに並んで役員改選をする、これは当然のことでございますが、しかし、その中にはやはりその場その場で新たに15人が市民から選ばれて、その責任ある1人1人がその立場になって効率で効果的な議会円滑な運営をするためにはどうしたらいいのかということ、もう一度考えてみる、そういうタイミングを与えるというのは必要ではないかなと、このように思いまして、ただ、確かに役員改選をする、臨時会の本会議の冒頭に、議員提案として私も賛成者の1人としてその一員に加わったことについては、若干軽率な場面もあったかもわかりませんが、しかしやはりこれはしっかりと皆さん方の中でもう一度議論をさせていただいて、本当にこの委員会条例の今の定数条例が、これからやろうとしている15人の中で、本当にこれが市民から選ばれた責任ある議員としての、その発言能力が十分発揮できる場なのかということ、これを議会改革の特別委員会で再度検討すべきではないか、このように私は思っています。

議員間討議のこともあわせて、またその内容についてもご協議いただけるように、委員長の方よろしくお願いを申し上げます。

西井委員長 朝岡委員の今の1番の項目にある議員間討議について検討するという、それをこの中に入れるということで、ひとつ、そういう意見でよろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

白石委員。

白石委員 赤井委員、あるいは朝岡委員からそれぞれ具体的な課題についてご意見がありました。

本委員会は調査審査事項として議会基本条例の制定に向けた調査研究及び提案に関する事項について議論をする、こういうことが基本であります。もちろんこの間の諸改革というもの、これは議会の改革の大きな成果であるし、前進だと、このように認識をしておりますけれども、今、朝岡委員が言われたように、実際にこの議会基本条例をつくるに当たって、重要な事項である自由討議あるいは政策討論、こういうものがやはり議会改革の中心に据えられるべきだというふうに私は思っています。これらは、今の委員会条例等では、あるいは定数条例、定数条例は現実にあるわけですから、現実にあるものはこれは具体的に変えなくても変えてもあるわけですから、しかし、議会基本条例の骨格をつくっていくとすれば、我が葛城市議会にない議会報告会であり、自由討議であり、政務活動費であり、そういうものを具体的に議論し決定をし、議会基本条例の骨格をつくっていくということで、進めていただきたい。中心をです。それとあわせて、具体的にここにも掲げていますけれども、子ども議会の開催とか日曜議会、夜間議会の開催等も議論していく。あるいは私の要望として、本会議の質疑は今2回になっています。これを具体的に3回にするとか、いろいろそういう点、これは議会運営委員会に提起した方がいいのかどうか分かりませんが、そういうこ

ともあわせてできるような運営体制をとっていただきたい。

とにかく議会基本条例を制定しようというのが主題ですから、これが具体的に進むような内容で一定の議論を割いていく。そして個々の政務活動費、これは法律において規定をされたというのもありますから、これはもうこれとしてちゃんとした議論にしていくということが求められるわけです。

会派制度についても本当に、うち、一応、これ会派制度ということにはなっているけれども、実際には法的な根拠も何もない形になって、これを本当にどうするんだというふうなこととか、とりわけなかなか困難でありますけれども、議会報告会ですね。これを具体的に実施をしていく、そういう取り組みを進めていただきたい。このように思います。

盛りだくさんですけれども、この間定数削減に力が割かれて、なかなか進んでこなかったというのがあるわけです。本腰を入れて議会基本条例をつくるということに、この期の委員会は邁進をしていくべきだというふうに思います。

議論の進め方というのは、全体として進めていくのか、あるいは分科会というかそういう形で課題ごとに議論を進めていくか、そういう工夫も私は必要ではないのかというふうに思いますが、この辺は委員長、副委員長において法的に可能であるのか、あるいはこの人数の中でそういうことが、十分な審査ができるのかという点、検討していただきたい。このように思います。

西井委員長 ほかにはご意見はございませんか。

阿古委員。

阿古委員 議会改革というのは、僕も1回委員長を引受けた記憶もあるんですけども、まずきょう集まるに当たって、議会改革の特別委員会ですら今まで継続的にやってきたのが議会の基本条例を制定しようということを1つの目標としてやってきたというのは明らかなことなんですけど、まず今の特別委員会を設置して立ち上がった時点で、まずしないといけないことは、議会基本条例というのは一体何ぞやということを、もう一回やるべきやと思います。というのが、当然今までこの特別委員会に所属していた者もおりますし、そうでない者もおるわけですから、せやから基本条例そのものの説明がまずどこかでされるべきかなと思う気がします。せやから、なぜこういうようなものが栗山町であったりとか伊賀市であったりとか、そういうようなもので制定されてきたのかということ、その意味について共有の目的意識をまず持つ必要があんのとちゃうかなと思います。それがスタートラインとして始まらないと、多分発言できない委員も出てくると思うんですよ。せやからそれは資料として、前段として準備するべきやと思います。もしないんやったら至急準備していただきたいなと思います。

方向としては、地方自治の中で議会の持つ役割というものをいかに活発にしようかというのが1つの目的になってるわけですから、その中でではここに残っている下の案件、8つまで書いてますけど、その中ででは今の葛城市であと何をしやんなあかんのかという議論ができるわけやから、せやからその辺の調整というか準備を委員長の方にはしていただきたいと思えます。

すぐ、基本条例はどんなものですねんというのを委員長が例えば30分、1時間かけて説明

してくれはるんやったら、それでも結構ですし、どちらでも結構ですけども。

西井委員長 意見として聞かせてもうときます。

ほかにございませんか。

この件について、まだ議会の改革すべき点がいろいろと、また個々に検討してもらって、また次のときにどの順番からどうするかとか、また意見を聞かせてもらうということで、それでよろしいでしょうか。

せやから、きょう言われた政務活動費、議員間討議、また質疑3回制度、会派制度については、検討課題の1つの中に加えさせていただきたいと、かように思います。

次の委員会では、委員会か協議会には、議会協議条例というような、栗山町とか、また天理市もやってるわな、奈良県では、いろいろな例の中でわかりやすく説明してもらうように。

事務局、できますか。次。次か、その次の協議会でも。

寺田事務局長 そしたら、次の委員会です。

西井委員長 そしたら、その辺で初めての方はわかりにくいと思いますので、大ざっぱにというたら何ですけど、わかりやすいような形で、なぜ基本条例をつくるかという流れを含めて説明できるように、よろしくをお願いします。

それでよろしいでしょうか。

白石委員。

白石委員 今、委員長の方からまとめていただいているわけでありましてけれども、個々に私も朝岡委員も赤井委員もそれぞれ項目について言及をされましたけれども、基本的にはここに書かれている基本条例の制定についてのこの項目については、これは当然議論されていかなきゃならないものだというふうに、私は思います。報酬も含めて思います。

しかし、それらの中で、やはり議会基本条例をつくっていくに当たって優先順位を、どうしたら早く議会基本条例に到達をするのかという点を考えて、議論をしていただきたいということを申し述べているわけで、これらに書かれていることは全てやはり大切なことだというふうに思います。ただ、今、我々の持っている議会会議規則やあるいは委員会条例、あるいは申し合わせ事項、あるいは定数条例等で載っていない、こういうものをまず優先をしてやっていただきたいというのが、私の要望であります。しかし、全体としてこれはやっていただきたい、やるべきというふうに思いますし、質疑3回というのは、これは別にここでもなくても、議会運営委員会で議論していただいても結構なことだというふうに思います。

阿古委員から言われましたように、議会改選により新しい議員が、5人の議員が加わったということもありますので、当然、なぜ議会改革が必要なのかということ、あるいは議会基本条例というのはどういうものなのかということ、その点はもう基礎的な資料として、これは配付されることは、これはいいことだというふうに思いますので、若干このような意見を申し述べておきたいと思います。

西井委員長 そしたら、もちろん私も前回からの継続事項として8つの項目も含めて、また新しい議員の意見を、つけ加えたい改革すべき問題点を個々に考えてといてもらって、いろいろな意見を聞いた中で優先順位をつけながら、順番に進めていくべき。ただ、議会改革特別委員会

が設置されたときも、どれが優先順位かという形も含めて、その都度若干変わっていると思います。せやから、とりあえず、ちょっとずつでも改革できるところはしていったらええという考え方で、あと最終的には今期の4年間でできるかどうか、また私1年間の期間でどこまでできるかということも含めて検討していきながら、皆さん方のご協力を得て、できるだけ早く基本条例の制定についてという、本来の特別委員会の最終目標まで到達させていきたいという気持ちは変わりはありませんので、とりあえず次までにこの問題について討議したいということを個々に考えておいてもらって、次の機会に議題として、基本条例制定についての8項目と今聞いた4つの項目、また個々の項目がございましたら次の機会に要望してもらって、ほんで進めやすいところからでも1つずつ解決してもらったらいいんじゃないかなと、かように思っておりますので、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

西井委員長 そしたら、1番の議会改革についてというのは終わらせていただきます。

2番目の葛城市議会委員会条例の改正についてを議題といたしますので、どうかよろしくお願いたします。

先ほど、白石委員からもいろいろと意見がございますが、私も含めて先般の臨時会において議員提案をさせてもらいましたが、委員会制度についてのいろいろな意見がございますが、何か意見がございましたら、この際ですので申し述べていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

白石委員。

白石委員 議論に入る前に、議会運営委員会でどのような議論をされ、本委員会においてこの条例改正について調査事項として挙げられてきたのか、この点をまずお伺いをしていきたい、このように思います。

これは事務局か。

(「もう一回言うてください」の声あり)

白石委員 議会運営委員会でこの案件についてどのような議論がされて、この案件が出され、どのような議論がされて、本委員会で議論をすることになったのか、なっているのかなっていないのか。

(「この間の議会運営委員会ですか」の声あり)

白石委員 そうそう。この間の議会運営委員会でな。だから、新しい議会運営委員会で、設定された議会運営委員会でどういう扱いをされたのかというのをお聞きしたい。

西井委員長 議会運営委員会でとりあえず諮って、特別委員会で検討したらどうかということで、本日特別委員会やからね。

白石委員 いやいや、それを議会運営で諮ったわけやな。

(発言する者あり)

西井委員長 もう一度、そしたら、もう一度、白石委員、言うてもらえますか。

白石委員 言うてる内容、わからへんか。わかるでしょう。

西井委員長 議運で諮ってないやん。諮ってません。

白石委員 もちろん、委員会条例というよりも常任委員会の構成あるいは定数について議論をしてきたというのは、これは事実ですし、そして6月定例議会において議決されたということは、これはもう事実のことです。しかし、これは一旦条例として決定をされ、そして施行されたという状況になっているわけでありますから、これは一旦議会運営委員会の専権事項として、委員会の条例の制定なり改廃、そういうことについてはやはりここへ一旦戻してどう取り扱うかということを経験した上で、もう一度議会改革特別委員会で議論してもらおうという話が、これが筋ではないのかというふうに思いますが、これでは全く議会運営委員会はずから専権事項でありながら、全く外野席にいる。これでは、やはり問題があるというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

西井委員長 暫時休憩します。

休 憩 午後2時43分

再 開 午後3時15分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

先ほどの議運云々の話について、事務局から報告をお願いいたします。

どうぞ。事務局長。

寺田事務局長 今のお話の件ですが、前回の議運におきまして、委員会条例の改正というお話がございましたその中で、まずは議会改革特別委員会の設置をされて、その中のお話の中でさらに議会改革特別委員会の目的につきましては、議会基本条例等々の制定に向けてのお話でありますので、それも含めた中で、こういった委員会条例の改正ということをお話しするというので、それに向けての特別委員会設置という話がございました。

以上です。

西井委員長 そしたら、葛城市議会委員会条例の改正について、直接議題についての話し合いを進めていただきたいと思います。

何かご意見ございませんか。

白石委員。

白石委員 冒頭に申しましたように、本委員会条例については、改選前の特別委員会あるいは臨時会で全会一致で議決をし、制定されたものであります。

私は、議会の議決というのは議会の役割の中で一番大きな任務でありますし、一番重要視しなければならないことだというふうに思っています。議会は住民の意思を決定すること、あるいは議会としての機関の意思を決定すること、これが大きな任務の第一であります。それが、どういう形でそういう合意が決定がされてきたかというようなのは、会議録を見ていただければわかっていたというふうに思います。定数が3常任委員会定数5あるいは定数6、あるいは2常任委員会定数7、定数8、そういう議論をしてまいりました。しかし、多数が常任委員会3、定数5という形で結果としてなりました。

議論する中で、当然問題も出てくるだろうということを、そういうことを踏まえた上で実施をしよう。1年、2年実施をして、これで議会としての審査あるいは決定するという点で支障があるならば、変えていこうということまでやはり議論された上で決定されたものであ

ります。これは改選後にやられるようなことは織り込み済みの話で、改正を急いだという点はあるけれども、私は本当に本案については異議をとねた部類であります。しかし、皆さんの議論の経過の中で、こういうものは全会一致で進めるべきだということで合意をし、定数削減は合意しなかったですけど、合意をし決めてきたわけではないですか。

それが、冒頭で変えなきゃならないというふうなことは、まさに議会の議決権あるいは特別委員会の審査の過程、そういうものを本当にどのように考えられているのか。当然私は1年、2年議論をして、先進地の経過を見てやられるべきだと。どうしてそういう、性急にやられる必要があるのかということをおもっています。

私は、議会人として政治家として、議会の権限、議決権、あるいは議員の表決権というのは、これは一番議員の権限として重たいものであります。これを尊重する立場から、3常任委員会、定数5、これは本意ではなかったけれども合意をし、したからにはそれを実施をして検証してみる。これが当然の議会の、委員会のやるべきことではないのかというふうに思っています。

西井委員長 ほかにご意見ございませんか。

朝岡委員。

朝岡委員 この委員会条例の変更の改正については、11月1日の議員懇談会でもその思いのご発言をされた議員の方もいらっしゃり、また臨時会においても最終的には発議には至りませんでした。やはり発議までしてこれを早急にこの定数を変更したり、また議員間の所管を改廃して、3常任委員会から2つの常任委員会にしたいと、このようなご意見を議員発議として提案をされる予定をされていた委員、その委員のお気持ちを十分組み入れた上で、私も賛成の1人としてその発議の中に記載をいただいた1人でございますが、今、確かに白石委員がおっしゃったように、私もその議会改革の特別委員会で先ほど来、白石委員からお話がありましたように、会議録を再度見させていただいても、3回にわたって、特に委員会条例の今後のあり方については、議論の中に加わった1人でございますので、これは十分理解もさせていただいています。

確かに、この議会の議決権や表決権や、また意思決定というのは十分理解をしておりますが、ただ、今、15名の新たな市民から選ばれた議員の中の1人として、今ご勇退なり入れかわった皆さん方が今回7人いらっしゃるわけです。前任期でさまざま市民の負託を受けて議会活動に励んでこられた議員が7名入れかわられた。そして、新たに5名の皆さんが市民のご負託を受けてこの議会議員として活躍の場を与えられた。今、こういう実際の場に来てるわけです。その中で、やはり今新市建設計画なりさまざまな歴史の中で、いよいよ大詰めにいろいろな事業が来ている中で、やはり過去の歴史も当然、いわゆる審議の中には十分な理解度も必要でしょうし、そういった中で、今確かに3委員会5名で審議するということが、本当に十分な審議ができる環境の場なのかということ、15人で考えれば、今まで以上に審議をし、審査をできる人たちの数がふえて、確かに所管はふえるけれども、その分幅広い審査の皆さん方の中で、新しい方も含めて新しい目の中でまたその審査に加わるという環境を変えることが、何も今まで決めたことをやってみてからとかという、ここは棚上げ論ではな

いと思う。

やっぱりやるべきことはきっちり環境整備をして、その中でしっかりと2つの委員会にして、そして皆さん方とともに十分議論ができる場をつくる。これは何も間違った議論では、僕はないと思う。だから、それを、では5人でやってみて、あかんかったら変えたらええやないかということではなくて、あかんときのその間はどうするんですかと僕は言いたい。それだったら、今先ほど言いましたように、7人の方が変わられて、新しい方が5人加わって、では15人で構成されて、その中で定数が2つにしよう、3つにしようという議論の中でもありました。やっぱり市民は効率的に効果的に議会運営を図るということを期待されてるわけですよ。それが3つの常任委員会のままなんです。6人でやるところが今度5人になりましたということが、これが本当に効果的ですか。効率的ですか。そうじゃないと思うんです。

確かに7人の皆さん方がご勇退されたということは、これは大きな事実なんです。その中で、それを市民がおっしゃってるように、効果的にしましょう、効率的にするんですとなれば、では15人で今度、今まで6人、5人で審査してたことを7人で審査できるようにしました。確かに所管はふえます。しかし、その分いろいろなたくさんの方で、新しい目も含めて議論がたくさんできました。これこそ効果的じゃないですか。効率的じゃないですか。

これを、確かに一旦臨時会で定数が5人のままで3つの常任委員会をつくりました。それはそれでいいじゃないですか。でも、やっぱり12月議会を目前にして、これから要は用意ドンでやろうというときに、15人がよく検討していただいた中で、やはり2つの方がその環境整備を整えてやる方がいいんじゃないかという意見があれば、別に先輩たちが決めたことをだめやとは言うてませんよ。先輩たちが決めたことは、先輩たちで、私も含めて決めさせていただいて、しかしそういう、10月の改選でこのような結果で市民が選んだ15人が、では15人なりの責任を全うするためにどうしたらいいのかということを検討した結果、こうなりましたということが、誰が怒りますかと僕は思います。

ちなみに、ちょっと委員長に申しわけありませんが、前任期のときにこの委員会審査をする中で、県内各市の常任委員会の人数ということで、直近の資料に近いということで、奈良市から葛城市までの県下12市の委員会構成の常任委員会の数の表がございます。これは、できましたら参考資料として、今コピーをしていただいて各委員にお配りをいただきたいことをお認めいただきたい。

西井委員長 認めますので、35分まで暫時休憩。

休 憩 午後3時28分

再 開 午後3時32分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

朝岡委員。

朝岡委員 大変わがままなお願いをいたしまして、審議が長引きましたことに、申しわけないと思っております。

今、先ほど来私が2つの委員会というお話の中で、このときの前任期でこの議会改革の特別委員会でも事務局にお調べをいただいた県下の常任委員会の、現条例の定数での各常任

委員会の編成を網羅しておるところでございます。

その中で、類似団体といいますか、今定数が15名に現在議員定数としてお隣の御所市、そして五條市、先般これが12名ということで今度定数削減されて、おとつい改選がございましたけれども、当時はまだ15名。この五條も御所も、ときの議会改革の特別委員会の委員長、副委員長でここにも訪問して、定数削減になった経過、そして常任委員会が2つになった経過等々、事務局と、ときの、その当時の議会改革の特別委員会の皆さん方にお集まりいただいて、このように資料として提出をさせていただきました。その中で、今、五條市、御所市もやはり15名に定数を削減した折に、当時3つあった常任委員会を2つに編成がえをさせていただいたということをおっしゃってました。今、香芝市16名、この次の4月に任期満了となる宇陀市、この宇陀市、香芝市も定数は1名多いですが、いろいろ今この場に来るまでに調査をさせていただいたところ、やはりここも3常任委員会で今5名で編成されている委員会が2つずつあるということで、これも香芝市は早急に2つにするということの今改正案を検討しております。宇陀市についても、定数削減も含めて2つの常任委員会にする変更案を考えていますというようなことで、やはりこのように5名で今おっしゃったように実際運営されている中で、審議が不十分なところが多い、こういうようなことも聞き及んでいます。

そういったことを考えますと、確かに一旦決めたことで1回議決をしたことをやる前からというご意見も確かに十分わかるんですが、今申しあげましたように、特に本市においては、これからの1年間の委員会審査というのは、先ほど休憩中にもありましたように、本当に重要な審査が盛りだくさんある中で、今まで6人でやってたことを5人でするよりも、やはり8人にして、5人で話しをしていたことが7人で話しができる環境の場をつくって、それで委員会の所管の内容は確かにふえるかもわかりませんが、その分、今どなたかおっしゃってましたね、会派がやっぱりなかなか、会派制度があっても、今、実際私が属している公明党の会派が1つ、それから岡本副委員長が属されている会派が1つ、あとはみんな無会派の皆さん方なんです。そういう中で、では結局は大きな重要な案件を5人で決めたことが、ではそれで本当に皆さん方、本会議で実際その内容がいいのか悪いのか、それは傍聴すればいいと言うものの、意見を言えないわけですよ。でも、今7人、8人にするだけで、定数15ということは半数の方が入れるわけですよ、その委員会に。その中で十分審査したことを本会議で最終的に決定するというのと、どちらがいいのかというのを考えていただくと、確かにやる前から変えるのはどうやということはおわかりですが、だからやる前に変えなあかんわけですよという結論に至った上で、僕は12月議会までにはぜひとも2つにもう一度編成がえして、定数は8人8人でもいいと思います。7人8人でもいいと思いますが、議論ができる環境整備を整えて、今15人にして、期待されている、市民の負託されている皆さん方の活躍の場を大いに与えてあげたい。このように私は思って、2つの委員会をこの場でこの委員会の中で提案させていただいて、十分にご審議をしていただきたい。

以上でございます。

西井委員長 ほかにご意見ございませんか。

阿古委員。

阿古委員 まず、この葛城市議会委員会条例の改正についてという、この点、挙げられたところをまず説明を入れないと、これ、会議録を見たって、改正という言葉で上がっているけども、一体何の話すんねんて。せやから、話しの流れでそれと違うかなと思惑で、まず話ししてるから、それをまず断定しないと、会議としては進みにくいというのが1つあります。せやから、その作業が、戻ってでもいいからしてもらいたい。何について改正の議論をすんねんということが、まず提示されてないから、ただ文章で書いてあるだけやから、その辺を断定していただきたいというのがまず1つ。

それと、この資料も結局は今まで議論してきてるわけですよ。

(「参考ですが」の声あり)

阿古委員 過去において。せやから定数が18から15に変わる、そのことによってどういう、議会として審議する体制がいいのかということで、議論をしてきた。そのときにこういう提示もいただいて、それでそれをみんな議論した上で、ではまあとりあえず1回3委員会5人でやってみましょうかという結論に、それは全員一致で至ったわけですよ。その議論をしてなくて、それで、いや、もうこうですんねんというのやったらわかるんやけども、そうしたらそれをまたもう一回昔に戻ってやるわけですか。結局議論した中でまずではそれでやりましょうという結論に至ったんやから、本来は一定の検証期間が要るやろなという気はします。

実際にやってみた上で、いやこれはもうどうしても具合悪いねんというご意見が多ければ、またそれは改正に向かったらいいだけの話であって、過去において議論したそれを検証もせずに、いや前言うてそれは少数意見でしてんけども、結局少数意見になってしまったわけですから、私も極論から言えば15人でやってもええんとちゃうかとまで言いましたから、せやけども一定の検証期間は要るやろという気はします。そうしないと、こういう議論が何やったんやろということですね。これ、してなかったら別ですよ。してなくて、いやもうそんな単純に18を3で割って6が今度15を3で割って5にしたらええねんという、中でもしそういう結論が出てたんやったら、そういうことかもわからないけども、せやけどいろいろな情報を収集した中で議論をして、最終結論として3委員会5人でやりましょかというところへ落ち着いたんやから、一定の検証期間を設けてまた議論をし直していけばいいのかなとは思います。

それと、効率については、ある議員がちょっと変わった意見を言われました。僕は、15人で全員で、将来的に人数が減って行って10人になるかもしれん、3万6,000人みたいな小さい市では、そういう議員の数になっていく可能性もある。その中で考えたら、ある一定の人数やったら、昔町村でやっていた本議会主義でもいいんと違うかと。委員会主義ではなくて、15人でみんな議論してもいいのと違うかと。それがいずれ12人になって10人になってきているのがあるかもわからないしということも提示しましたけど、せやけど、ある議員と話ししてて、新人の議員であれっと思ったんやけども、興味深い話やって、今まで6人でやったことを5人で審議するというのは非常に効率的と違いますかと言われました。あれ、そういう考え方もあるのかなと思って。今まで6人でそれをが一つと審議してたものを5人という人数が減った中で審議するというのも1つの効率なんですよということを言われて、

サラリーマンを経験された方の意見やったけども、ああそういう考え方もあんねんなどというのは、効率論から言うたらありえる話なのかなという気もしました。

戻りますけども、まず2の条例改正について、何を改正するのかということについての議論が始めるのかという、その冒頭の言葉というのがないと、この今言うてる2つ目の項目の話の内容が非常にわかりにくい委員会録になると思います。その辺だけ、まず今言うてる、常任委員会の数もしくは人数というものについての、話しというか審議案件はどうですかという話を統一されて入れられないと、話としてはわかりにくい話と思います。

以上です。

西井委員長 それについて、私、ちょっとミスして、会議が始まる前に言い忘れましたが、葛城市議会委員会条例の改正についてを議題といたしますが、このことにつきまして、先日の臨時会において、私が発議者となっておったところでございますが、ほか2名の賛成者とともに常任委員会の数を現状の3常任委員会から2常任委員会にする委員会条例の改正案を提出させていただき、控え室で皆さんにご説明させていただきました。その中でのご意見として、唐突なこともあり、もっと議論すべきであるなどの意見をいただいたところから、議長からの提案もあり、議案の提出を見送り、当議会改革特別委員会において協議願うこととなったところでございます。

そこで本日は、委員の皆さんに現状の3常任委員会から2常任委員会に変更することについてご議論願いたいと思った次第でございます。

それが、改正についてという議題の理由でございます。

ほかにご意見。

白石委員。

白石委員 今、委員長が冒頭で説明が漏れていたということでもありますけれども、本来そういうことが議会運営委員会で議論をされて、きちっと調査事項として位置づけられて出てくることが、当然これは必要なことであって、今聞いた限りでは、2常任委員会、定数については7と8、こういうことで具体的に検討してくれという話でありますな。

西井委員長 定数まではあんまりふれてませんけど。

白石委員 ふれてない。まあ、でも2常任委員会というんでしょう。もしそういう議論をするというのならば、私が提唱した3常任委員会、定数は6ということで主張したい、議論の舞台に載せたい、このように思います。

私は、3常任委員会というのは、これは他の自治体の議会の状況からしてもやはり3常任委員会が多いですし、所管の量からしても非常に妥当な量だというふうに思います。

地方自治法の改正が平成17年の地方制度調査会から答申を受けて、条例改正、法律改正がされ、常任委員会の議員の所属は1常任委員会に1人というふうに規定されていた制限が、これがとられて、議会活動を活発に活性化するために複数の常任委員会に入ることは、これは条例でさえ決めればいけると、こういうことになったわけです。これはまさに、地方分権、地方主権を具体的に地方議会の活動の活性化に資するものとして出てきたものであります。

そういうことから、私は、重複して委員会に所属することは、これはもう議会の活性化に

つながるということでもありますので、重複して加入していただいて、3常任委員会そして6人の定数ということで提案をしたわけです。確かに私は、この5人というのは、数的には若干問題があるというふうに、議論の当時からそのように思いましたから、こういう提案をしたわけです。しかし、3常任委員会の所管の量、内容量からしても、これは非常に妥当なものだというふうに思ったから、そういう提案をしたわけです。ですから、この辺は、もう一度テーブルに載せていただいて議論をするということは、私はやぶさかではありません。

しかし、それを12月議会までにもう決めちゃうとか、そんな話になってくると、これはいかがなものかというふうに思うわけでありまして。また、これは12月定例会の冒頭にいちいち人事をしなければならんということになるわけです。組合の議会の議員から議会運営委員会から全部やり直さないかんということになるわけですから、きちっとした議論を、これは私の提案も議論していただく。あるいは阿古委員が言われたような提案も議論していただく。これは当然そうしていただきたいことでもあります。

西井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 私は先ほど来から、ちょっと後先にはなりましたが、委員会条例の定数の変更と、委員会条例を変更するという事を申し上げているだけで、何も組合議会の委員の構成まで、また議会運営委員会の委員の構成まで、何も変えないかんということは言うておりませんので。ですが、審査をするとする、一番大事な常任委員会の環境を、これでいいのかどうかを私は申し上げているだけで、これが別に8人や8人、7人が8人となったところで、別に組合議員まで変える必要もないやろし。議会運営委員会の皆さん方に決まっているわけですから。ただ、決めた内容の中には、各委員長ができるだけ入って、お1人ずつ選出した方がいいだろうというのは、これは今までの、おっしゃってるように、3つの委員会の中の代表が入ってありますよ。せやけども、これは委員会を変えることで、別に議会運営委員会をがらっと変えることになるかというたら、それはまた意見があまりにも突飛していると思いますけど。議会運営委員会は議会運営委員会で何も変える必要はないわけで、定数をいじるとも何も言うてないわけですから。ただ、行政からさまざまな審査をする、その受け皿としての委員会を3つのままだいいんですか、5人でするのがいいんですか、いやいやそれよりも2つに編成し直して、先ほど来から言うてるように、たくさんの意見がそこに反映できる環境を整備する方がいいんですかと、ここだけを僕は言うてるわけです。

確かに白石委員がおっしゃったように3つのままで、複数の委員会に入って、それでたくさん議論ができる、それぞれの委員会から1つに限らず2つ、3つ入る、3つというか2つ以上複数の委員会に入る、こういうふうな形でされている各市もあります。ただ、そうなりますと、先ほど来少し申し上げたように、会派がしっかりできて、そういう議会であれば、複数に属するようなことも検討しやすいでしょうけど、会派が少なく、無会派の方が多い議会の実際の構成段階に入ったところ、18であれば3人だけしか入れないんですよ、複数には。その3人誰が行くんですかという話になると、なかなかこれは、全員が皆さん方が会派に属されてたら会派の調整もできるでしょうけども、無会派の皆さん方が多い中ではなかなかその調整ができないから、ここはそういうお話があって5人、3委員会であれば5名とい

う話になったような記憶をしております。それはそれでいいと思うんですよ。

ただ、やはり先ほど来僕が言うてるように、以前いらっしゃってそういう議論をした人が、もう7人いらっしゃらないというので15人が選ばれたというこの現実を考えて、この現実を考えてスタートするとき、本当に従来から5人で3つというのがいいのかという話です。

(「そらおかしいでしょう」の声あり)

西井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 だから10人は選ばれて決めたことをこの15人ででは自分たちの立場をしっかりとこれから議論するために環境整備を変えるということが、何があかんのですか。だから、何で変えたいというのは、今みたいな理由ですやん。

だいぶ以前に聞きました、これは非公式な見解ですけど、ではもともとこの3つの常任委員会というのは何でなったんですかと、ある先輩議員に聞きました。これは非公式の場ですから、もし議事録から消していただくんでしたら消していただいても結構ですけども、いやいや、これは旧町に3つずつあったんやというのがお答えだったんですよ。確かに、全国的には3常任委員会でやっているところが多いです。しかし、3つになった理由もその程度の理由なんや。じゃあ、それやったら、定数が削減されて、所管を2つにして、何回も言うてるように、審査の目を広げるということの、そのことをするそのタイミングが、なぜ今やったらだめなんですか。それを僕は聞きたい。

確かに、今3つの常任委員会で一般会計の補正予算なりさまざまな予算審査の分割付託をしても、やっぱり偏る委員会もあるんです。実際そうでしょう。皆さん、常任委員会に入られてそうやと思うんです。ここの中には議会運営委員の方もいらっしゃるので。そうなったときに、そういうことがないように、これから15人で、ここは効率的にするためには、今言うように2つにして審査の目を広げるというのがやりやすいと、僕は思います。

西井委員長 白石委員。

白石委員 旧町の常任委員会の数について言及されました。それを私は批判をするわけでも何でもありませんけども、當麻の議会では定数15でしたから、3常任委員会5人で立派に委員会主義を実施をされて、その成果を上げてきたというのがあります。だから、私自身は確かに数としては5人、これはやはり1人休めば、委員長を除けば3人で議論するみたいな話になる。表決も1対2みたいな話になるということです。それは、当初からわかっていた話ではないですか、そんなこと。別に改選して15になって初めてわかるわけでは何もない。そういうことを前提にして3減らしてやったわけではないですか。そういう結果になることはわかっていたわけではないですか。そして、それを、何でそういう、3の5やねんと言うたら、やっぱりやってるところあるやんかいと、當麻でも実際に立派にやってきてるやんかいと、こういう話ですやん。それは。

それなら、やっぱりそういう実績があるのでしたらという形で私も自分の案も引っ込め、阿古委員も引っ込め、朝岡委員も引っ込め、中川君も引っ込めで、3常任委員会、定数5で決めたんじゃないですか。それを突然にこれは具合悪い。

(「そうやない」の声あり)

白石委員 いやいや、突然ですよ。選挙で15に決まってというような話ではないですか。人事が直前になってどういう人事をするのかなとなって初めて出てきた話ではないですか。このことによって議論が十分できるかどうかというふうなことは、議論してきてるわけです。それは。私たちは、先輩方が、引退された先輩方も含めて議論したことを、私はやはり尊重したい。そしてそれを実際に実践をして、よりよいものをつくっていくための土台にしたいというふうに、私は強く思っておりますし、私は議員として政治家として、このことをきちっと実践されるべきだ、検証されるべきだと、これがやはり大事だ。これは効率や合理性よりも、私は十分値打ちのあるものだというふうに思っています。

やはりここで議論するのは、私はやぶさかでない。しかし、私の提案、それぞれの委員の提案も議論をしていただきたい。それがこの委員会でする目的でしょう。単に数によっていく、もう一回出したからもう数で行きまんねんということで、ここの舞台に載せたんやったら、それはそれでよろしいやん。議論するために載せたのか。ここで採決して、次の12月議会で行きまんねんというために載せたのか。そんなことないでっしゃろ。やっぱりちゃんとした議論の舞台にいろいろな案を載せて、議論をした上で責任ある決定をしていく。我々はそのようなことが求められているわけですよ。だから、その点で議論することはやぶさかではありません。しかし、ここは議会あるいは委員会というのは合意形成の場、議論の場ですから、そういうことを尊重していただいて、この委員会運営をしていただきたい。これを強く要求をしておきたい。

西井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 私は別に旧町の旧當麻、また旧新庄の5名の審議が審査をしていたことをばかにしているわけでも何でもありませんから。これはしっかりやっていたということは十分、その先輩の意見の中からも聞いてました。ただ、やはり葛城市になって、白石委員もよくご存じの様に、予算規模も違います。事業の大きさも違います。その中で、その当時の定数の策定された委員会で31人から18とされた。18で6人ずつで、結局は3委員会がそのまま編成された。確かに旧町で5人の審査をするよりも、1人ふえて6人になって、それでなおかつ両町から従来3委員会でやってたことが継承されて、なおかつ審査の人数も1人ふえたと、これはこれで、葛城市が3委員会で6人でやっていること、これは十分理解してます。それは。定数、当時の31から18になったときに、そういうお話がなって、そういう1つの定数条例ができて、委員会条例が変更されて、5人でさまざまな旧町でやれたことが6人になってというのは、そういう歴史は十分理解してるんです。だからそれを別に何も私はだめやとは言っていない。

ただ、言いましたように、やっぱりその当時いてはってそういう議論をしてされてる皆さん方が7人かわられたというこの想定外のことを、やっぱり考えていただきたいんですよ、今。みんな想定されて議論してたかという、みんなしてないと思うんですよ。やっぱり事実上7人の方が入れかわって、そして定数が初めて3つ減って、そしてこの15人で再度検討する中でそういう話しが生まれてきても、おかしくはないじゃないですか。

そのおかしくはないことをなぜ棚上げするんですか、1回やってみて。僕は違うと思うんですよ。だったら今15人がやりやすいような環境に変えるということは、なぜだめなんで

すか。それを何で1年先にせないかんのですか。これが僕は、逆に理解できない。どのみちその議論をする場を、先に自分らで決めて、それが2つになったら、なぜだめなのか。何でそれを3つに置いとかないかんという理由があるんですか。

朝岡委員 言いましたように、何も3つが2つにせざるを得ない理由というのは、何もこじつけ論ではないでしょう。ちゃんとした理由を私先ほどから説明しているではないですか。僕は思いますけど。

ただ、やっぱり、僕と白石委員ばかり意見言うのもあれなんで、委員長にはぜひとも、皆さん方のご意見も聞いていただいて、先ほど来白石委員がおっしゃってるように複数論も言うておられるんですから、それはそれでいいじゃないですか。ただ、皆さんの意見も一度ご意見を聞いていただければいいと、このように思います。

西井委員長 ちょっと新しいいろいろな意見を聞かせてもらいたい。ちょっと待ってください。

ほかに委員、何か意見。

赤井委員。

赤井委員 私、この新しく改選された中で、私もこれにかかわるといって形を持ってましたので、自分の支持者、役員さん寄っていただきまして、こういう問題がこれから議論されそうやと。その中でどうしたものかということで、いろいろ議論してもらいました。そしたら、なるほど前委員の中で決められたことも、これは非常に大事なことやと。しかし、今改選されて新しく来られた方々というのは、おそらく議会というものの理解ができてるかできてないかというたら、おそらくできてないやろと、これから勉強しはるところやから、それやったらできたら委員会というのは人数が多いほどいいのと違うかというような話しが、大体皆さんそういう意見が多かったんです。私はそのときに、言うてなかってんけども、一応賛同者として名前を挙げることになってますねん。えらい勝手に申しわけないですという話もいろいろさせていただいて、それやったらそれでええやないかということで、一応了解をいただいて、私もこの問題についてはよかったんかなと、かように思っております。

せやからやっぱり、2つの委員会で定数は多い方がいいんじゃないかというようなことで、大体、あとはお前に任せとくからということで、話は終わっております。よろしく願います。

西井委員長 ほかにご意見ございませんか。

吉武委員。

吉武委員 今回、議会改革特別委員会だと思うんですけど、改革という意味は、よりいいものを目指すという意味で、この特別委員会がつくられたというのがあると思うんです。白石委員がおっしゃっていたように、もちろん前の議会で決定されたということで、検証する必要があるのではないかという、一定の検証をしてからでいいんじゃないかということなんですけども、別にきょう強硬的に決めるわけではないと思うので、前決めたことについて、よりいい形を考えて議論するということは悪いことではないと僕は思います。一度決めたことやから検証という意見ももちろんそれはわかるんですけど、たとえば今諫早湾とかでも、やってしまっただうしようもなくなってるというところもあるかと思えます。必ずしも検証することが正

しいということもないのかなというのは、個人的に思います。

あと、僕も白石委員から会議録、前回の、決まった会議録、1度目を通させていただいたんですけども、そこで議論された内容としては、よりいいものを目指しているというよりは、これでいけるというようなスタンスが大きいのかなと、先ほど朝岡委員からもありましたけども、例えば何で3常任委員会になってるのか、過去は當麻町と新庄町が3個やったからと、それでいけるというようなことだとおっしゃってたんですけども、改革だと思うので、よりいい形を目指すというのはいいことではないのかな。そこで、もちろん前に決めたというのはあると思うんですけど、それを軽く見てるわけではなくて、もちろん議論することですので、そこをもしだめだと言ってしまうと、たとえば仮に悪い、僕らが議決したもので例えば明らかに悪いことを議決してしまった場合も、じゃあそのまま押し通すのかと、悪いとわかってても検証しなければならないということになってしまうと思いますので、議論を持つということ自体をやめてしまうと、今後何かあったときにひっくり返せなくなるというおそれもあるのではないかと思います。

さっきもちょっと言わせていただいたんですけども、3常任委員会でいけるという感じで僕は受けとめたので、常任委員会の数なんですけども、この4年間3常任でいけるというふうに考えるのか、それとも例えば10年、20年先を考えた上で3常任委員会にするべきなのか、2にするのかということによって、また変わってくるかと思うんです。例えば3でもいけるとは思います、僕も。別にこの4年間3常任委員会でやろうと思えばできるから、3でいくという考えでいくのか、それとも将来的なことを考えて議論するのかということでも、また議論する内容が変わってくるかと思うんですけども、その辺を皆さんに考えていただきたいなと思います。

西井委員長 ほかにご意見ございませんか。

川村委員。

川村委員 私も新人議員ということで、先ほど朝岡委員からいろいろな状況が変わった、7名の議員が勇退されて新しい新人議員が5人という、そういうベースの中で、新しい考えのもとにもう一回議論しようよという、このあたりは、私はそれはそれでいいかと思います。ただ、今、いろいろな方の意見を新人は聞かせていただいて、もちろん議事録も読ませていただいて、これからやはり時間がかかるといえば時間がかかるかもしれません。結論を出すにも非常に情報材料が少ない中で、自分たちの意思決定をしていかないといけないという、そういう苦しい場面もあるかと思いますが、ただ、本当に15人という新しい定数の中で、それでまたいろいろな絞り込みをされた中で、本当に前向いた議論を交わしていく環境はどこにあるかということになれば、やはり今の現況で今の議員の中での議論をまず交わして、次に進めていくという、もちろん過去の皆さんがたくさん時間をかけていただいて議論をしたということは非常に重く受けとめておりますが、それをベースにまた新しい考えのもとにもう一度そこで議論を交わしていくという前向きな形でいいのではないかと考えております。

西井委員長 ほかに。

副委員長。

岡本副委員長 私もいろいろ聞かせていただきました。今まで皆さん方が議論をしていただいて、議事録を見せていただきました。その中で一番私の印象に残るのが、今現在我々が決めておかないと、11月から新しいメンバーになるんだ。そのときに、何しとったんやと言われんような決め方をせないかんということ踏まえて議論したということをはっきり載っとするわけですので、やっぱり以前というんか前回のこの今の議会改革の議員の中で、そういうことを踏まえた中でいろいろな議論をしてもらったというふうに、私は思っております。ですから、前のやったことは全部ええんやと、そういうことやなしに、やっぱりそこまで考えてしてきてもうたんやから、ある程度このまま3委員会なら3委員会で実施をしてみて、朝岡委員から時間が問題だとかいろいろな意見は出てますけど、そういう形の中で一旦進んでいって、それで、ああやっぱりこれでは具合が悪いということになって、川村委員から出てますようにまた議論の場を持ってされた方が、私はいいんではないかなと。ただ、前がこうやったからこのままいけと、そういうことを言うとのやなしに、一言そういうことも踏まえた中で議論していただいているということについて、私も一生懸命考えて次の11月からの新しいメンバーでもきちっとやっていける。はっきり12月、3月議会に迷惑かけたらあかんということもはっきり議事録に載ってあるわけです。ですから、そこまで踏まえた中で議論してもうて、決めていただいたこの定数15人、あるいは委員会3つということについては、私は個人的な意見ではあるけれども、そういうきちとした議論をされているということであれば、その意見は私は尊重すべきだなというふうに思いますので、今年になるのか途中になるのかわかりませんが、今議員が心配しておられるように、やっぱりこれでは審査できへん、人数も足らんということになって、そら遅いかもわかりませんが、すべきだなというふうに私は思います。

西井委員長 ほかにご意見ございませんか。

白石委員。

白石委員 委員会の中で議論をし成案を得る。こういうことには何ら、私は異議はありません。しかし、やはり議論をするからには、それぞれが案を持ち寄りそのことが議会の活性化、議会の改革イコール議会としての行政をチェックする能力あるいはその意識決定をするに当たってその政策、予算や理事者が提案されたものが住民にとっていいのかどうかという、そういう能力を引き上げていく。意思決定をするという、ここところが大事なわけで、ここところでどういう役割を果たしていくのかということの主眼において議論されるべきだというふうに思います。

そういう意味で、私は議会の役割として意思決定をするということが最大の役割というふうに、先ほど来ずっと言っています。7人の議員がいない中でと、こういう話でありましたけれども、私はそういうことではなくて、その時々の特設委員会や臨時会の構成委員の皆さんが議決をすることによって、条例として、いわゆる法律として決定をされた、委員会条例として決定されたということについては、何ら変わったからといってその意思決定の過程に問題があるわけでも何でもありません。状況が変わるわけでも何でもありません、それは。だからそのところは、先ほど岡本副委員長が言いましたように、我々はその時代の人たち、将来

の人に迷惑をかけないように、そういう仕事をするという、そういう姿勢を持ってやっているわけで、それは7人の議会の辞められた議員もそういう気持ちでやられてきたわけでありますから、私はやはり、議会の権限として議決をした、意思決定をしたということは尊重しなければならないし、7人の方々も含めて表決をしたわけです。皆さんそれぞれが自分の意思を明らかにし、全会一致で決めてきたというのも、これは間違いのない事実であります。しかし、議会の権限は、条例の制定、改廃、これはできるわけです。これはもう当然やればいいわけです。そのためには、ちゃんと議論をするテーブルをつくり、そのテーブルの中でそれぞれが成案を持って議論をし決めていく、そういうことをやっていただきたいということです。だから、そういうことでもありますし、副議長は、委員の立場ですけれども、私は例として組合議会の議員と言いましたけれども、それは行政委員から。審議会の委員からいっぱい、常任委員会をもとにして選んでいます。今回の議会運営委員会の構成についても、常任委員会の中から2人ということで、紳士協定というかそういう形でやってきたという長い歴史やない、今回初めてかな、そういうことも言われてきているわけです。私はそういうことの整合性も含めて言っているだけであって、そういうことが出てきますとよ、当然、そういうことも視野に入れて提案されているんでしょうねということを言っているだけであって、何もここで議会運営委員会をどうする、行政委員や審議会委員をどうするなんてのは、もうあとの問題でいいんだらうと、議長、副議長どうするねんというような話はもう論外だとしても。だからそういうことを言っているのであって、誤解のないように言っておきたい、このように思います。

やはりきょう議題でこういう提案をされた、これを十分、私は地方自治の本旨にのっとり、地方議会がどういう役割を果たさなければならないかという視点から、皆さんと十分議論をしたい、このように思います。

以上です。

西井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 それぞれいろいろご意見いただいたようでございますけれども、議論の場がないというわけではなくて、確かに今回正式にテーブルにこういう話しが挙がって、皆さんとともにお話ができるというのは今回初めてというか、こういう活発な議論ができたテーブルの場というのは確かにこれが皮切りかもわかりませんが、確かにこれ、西井委員長の方から議員懇談会でも非公式の場ですけどもそういうご提案もあり、また臨時会の控え室でもやはり発議を出すというタイミングの事前の説明もありということで、以前からこのお話しは先々のことを考えてこうすべきじゃないかと。しかし確かにあまりにも皆さん方のご意見も踏まえた上での、悪い言い方かもしれませんがその採択の数さえ集めれば成立するという考え方になってはいかんで、こういうテーブルを先にこしらえて、早急に、それでなおかつ12月に改正すべきやという思いをこのテーブルで皆さん方にわかっていただきたいという思いで、この議会改革の委員会がつくられた1つの要因でもあるわけですから。これを別に、ここで議論が尽くせないから、12月議会、3月議会までということではないんですよ。もう一回やっていただいたらいいんですよ。12月のいつからかは知りませんが。まだ日程が出てません

からわかりませんが、12月の議会の始まる前に、何回もやっていただいたらいいですよ。12月議会からこれは変更したいという気持ちの人間からすれば、何回かやっていただきたいのも、委員長にもお願いしたい。皆さんがそれで議論が尽くせました、これで結構ですとおっしゃるのであれば、それで結構ですけど。だから、議論は何ぼでもしていただいたら僕はいいと思いますけども、ただ、私としては、やはりこの改正はもう一度考えていただいて、この15人でしっかり効率的で、同じことばかり言いますが、専門的にもあったそういう運営ができる委員会の受け皿を12月議会からつくるべきである。その延長線上には行政委員とおっしゃいました。考え直さなあかんでしょう、当然。それは新たな委員の中で考え直していただいたらいいと思いますし、さまざまそれに属するような委員会構成を変えることで、変更すべきものは、皆さん委員の中で皆さんでそれでOKをいただいたら、それは皆さんでもう一度、15人の皆さん方がテーブルについてそれぞれ一番いい知恵を出していただいたらいいと、このように私は思います。

西井委員長 ほかにございませんか。

議長。

西川議長 しっかりと議論をしていただきたいというのは、議長の役目でというふうに思っております。僕はこの議会改革のときにはその委員ではなかったのですが、しかし本会議でこれは決まってるんやから、3常任委員会で5人ということはそういうふうに諮られたわけやから、それはそういうことでしょうけれども、本質、実質のところをわかっていただきたい。五條にしても御所にしても香芝にしても宇陀にしても、やっぱりやって、特に香芝なんかはやってみて2つにしようというふうなことになる。というのは、議会そのものは理事者側から上がってくる審議事項についてしっかりとした審議をやる、それが5人ではでけんことはないですし、ちゃんとできるんでしょうけれども、しっかりとやろうとすればやっぱり目ん玉とか目が多の方がええ、人数が多の方がええ、しっかりと理事者の審議をしていただきたいというのが本質でございますので、そこらも踏まえながら、過去に決められたことを別に軽く見てるわけではないですけども、こういうテーブルができましたのでしっかりと皆さんでご審議をいただきたいというのが、私の議長としての思いでございます。

西井委員長 それでは、2番の葛城市議会委員会条例改正について、賛成のご意見また反対のご意見がさまざまあるようでございますが、本日はさまざまな意見を聞き、この程度にとどめさせていただき、次回再度委員会を開会させていただき、引き続きご協議をお願いしたいと思っております。

朝岡委員。

朝岡委員 それでいいと思うんですけど、申し上げてますように、やはり早急に、別に期間をあけて内容を再度検討する場を持つということよりも、あしたせえとは言ってませんで。せやけど、やはり12月議会が目前に迫ってるということも考えながら、さまざまな皆さん方日程もあるでしょうけども、こういう話は気持ちが熱いうちにどんどん審議が、また新しい意見が出てくる可能性もあるわけですよ。ですから、ある程度期間を詰めて開催を願いたい。このように思います。

西井委員長 朝岡委員もおっしゃってる、鉄は熱いうちに打てということでございますので、引き続き早急にご協議をお願いし、結論を出させていただきたいと思えます。

白石委員。

白石委員 それはもうそれで決定事項としてそういうことを委員長から言われるというのは、これは全く議長が言っているように、十分しっかり議論をしていただきたいということにはならないではないですか。

西井委員長 引き続き協議をお願いしていくと。

白石委員 12月で言いましたやんか。

朝岡委員 それ、僕が言うた。

白石委員 そういうことや。

西井委員長 それは意見ですやん。私は引き続きご協議を願うということで。

白石委員 そういうことでいいですね。12月ということではないですね。

西井委員長 ただそれは私も決定的には返答できません。

どちらになるかは、私自身も。決定して。

白石委員 そらそうです。そういうことを確認をしたいわけですよ。朝岡委員の。

西井委員長 ただ、次の会議で委員長としての判断の中でどのようにするかということは、次の会議の中で考えさせていただいて。

白石委員 ちょっと待ってください。私、問うてるわけですから、終わってから言うてください。

朝岡委員が12月議会、こういうふうに言うてるわけですから、そのことを受けとめて委員長がまとめに入ったから、私はそう言っているわけであって。だからその点、きちっと朝岡委員の発言を是認したことではないということをお答えさせていただきたい。

西井委員長 朝岡委員の気持ち、また白石委員の発言もありました。しかしながら、その辺の中で両方の意見を聞きながら、意見が一致しないと、今の時点で。せやから、その中で次の委員会です。いろいろな意見を聞きながら判断をさせていただきますということですよ。

白石委員 はい、わかりました。

(「会議をするということ」の声あり)

西井委員長 せやから、判断は12月議会までに判断をするかは、その次の会議でいろいろな話が出てきて、ずっと会議何遍しても結論が出ないような、出るか出やへんかということをお、私の判断の中でそのときには考えさせていただきますということですよ。

それでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

西井委員長 最後に、そのほかについて議題といたします。何かございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようでしたら、本日の委員会はこれまでといたします。なお、次回の委員会の開催についてでございますが、来週11月26日午後2時から開催させていただきたいと思えますが、よろしくお願ひいたします。

まず調査案件の議会改革については、議題として何か改革の議題があるようやったら、皆

さん方26日までまた考えといてもらって、発言してもらいたいと思います。また、委員会条例の改正について、また意見が変わるか、皆さん方のいろいろな意見を聞いて意見が変わるかもわからんし、いろいろな形の中で意見を求めたいと思いますので、その点、26日までいろいろ考えてもらいたいと、かように思います。

ここで、委員外委員から発言の申し入れがあれば許可いたします。委員外委員、何かございますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 発言の申し出がないと認めます。

大変慎重な審議をいただきまして、また初めての議会改革特別委員長ということで、私、まことに皆様方に頼りない形でいろいろ指摘された中で、今後いろいろより勉強させてもらいまして、会議を進めていきたいと思いますので、本日の若干の不手際について申しわけありませんでした。また、思い違いのないように努力しますので、どうか皆さん方、ご支援よろしく願いいたします。

先ほど申しましたように、次の委員会については26日午後2時からさせていただきますので、皆さん方大変お忙しいと思いますが、どうか大きな問題ですのでできるだけ努力して時間、日にち等をあわせてもらいたいと思います。

どうもありがとうございました。

これをもって、議会改革特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後4時26分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長

西 井 覚